

年 金 あ れ こ れ ~保険料の納付が困難なときは
免除・猶予の手続きを~

経済的に保険料を納めることが困難な場合、本人の申請によって保険料の納付が免除される制度があります。

※次のような手続きをせず保険料を未納のままの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生した場合、障害基礎年金等が受けられない場合があります。



【国民年金保険料免除制度】

国民年金保険料を納める本人や配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ一定基準以下の方、失業して納付することができない方は、申請により保険料の全額か一部が免除となります（一部免除の場合、免除以外の保険料を納付しないと未納扱いとなり、将来の年金額に当該期間分が反映されません）。

【学生納付特例制度】

学校教育法に定める大学・大学院・短大・高等学校・専門学校・専修学校などの各種学校に在学する20歳以上の学生の方は、申請により保険料の納付が10年間猶予されます（当該期間は未納扱いにはなりません。追納しないと受給年金額に反映されません。また、3年以上前の保険料には、当時の保険料に加算額が上乗せされるため、早めの追納をおすすめします。）。

【若年者納付猶予制度】

30歳未満で、本人や配偶者の前年所得がそれぞれ一定基準額以下の方は、申請をし、承認されると保険料の納付が猶予されます（当該期間は未納扱いにはなりません。追納しないと受給年金額に反映されません）。

※いずれも、過去2年までさかのぼって免除申請ができます。

平成26年4月に法律が改正され、保険料の納付期限から2年を経過していない期間の保険料について、さかのぼって免除申請ができるようになりました。

■お問い合わせ：旭川年金事務所 TEL 0166-27-1611 または住民課お客さま窓口係 TEL 32-2500

こ れ か ら の 家 庭 教 育 ~限界をつくらない~

昨年、2015年4月に起きた「ネパール地震」では、数千人の方が亡くなるという大惨事となりました。I S A K (長野県にあるインターナショナルスクール)の生徒のなかにもネパール出身者が3名ほど在籍していました。地方の方が都会より被害がより大きいにもかかわらず、援助が首都カトマンズで止まっているとのことから、地方に援助をするために、その3名が中心となり援助資金を募りました。目標金額は当初10万円単位で高校生にしては大金で、勇気を持って行動を起こしたと褒められることです。この話を聞いたI S A Kの生みの親であり代表理事を務める小林りん氏は「母国の危機なのに、それだけ？夢がちっちゃいんじゃないの！」と生徒に言ってしまったらしく、生徒たちは彼らなりに「本当に必要なものは何か」に立ち戻って考え抜いた結果、英語のクラウドファンディングを使って世界中から約400万円の支援金を集めました。彼ら自身も現地へ赴きボランティアに貢献したことで、大統領から表彰もされました。

現場のニーズが何なのかを探れば、本当に必要とされているスケール感が分かります。彼らは自分たちで「数百万円単位が必要」と気付き、目標達成のための策を練り、400万円の支援金を調達したのです。「高校生だから僕はここまでしか出来ない」という限界を自分で決めつけては可能性を阻むことがあります。子どもの可能性は無限大です。大人は子どもの現在ではなく5年後10年後の未来を見すえて支援していきたいものです。



— 和寒町青少年育成町民会議 —